

○政府参考人（横山征成君） お答えいたします。
委員から激甚災害の指定基準についてお尋ねをいただきました。

客観的に決まっているものでございますけれども、これについて、局地的な被害が長期にわたり様々な地域でもたらされるような災害に対して適切に機能しているのかという問題提起を自民党の災害対策特別委員会から頂戴しているところでございます。これまでの指定実績の検証作業をこれを踏まえて行っているところでございます。

具体的には、気象庁において線状降水帯の発表が開始されたのが令和三年からでございます。このデータに基づきまして、これまでの線状降水帯により被害を受けた市町村、これはもう千五百以上延べございますけれども、これに関しまして、降雨実績と被害額などのデータを用いて分析を進めているところでございます。かなりの数のデータを今細かく分析しているところでございますけれども、引き続き、関係省庁とも連携しながらしっかりと検証作業を進めてまいりたいと考えてございます。

○見坂茂範君 是非この検証作業をお願いしたいと思えます。

激甚災害に指定されますと、皆さん方御存じのとおり、地方自治体の財政負担が少なくなりまして、大きな災害が発生するたびに激甚災害への指

定要望というのが地方自治体の皆さん方からたくさん届きます。また、被災された皆さん方からも何でこれだけの被害に遭っているのうちの地域は激甚災害に指定されないのと、そんな素朴な声も聞こえてきたりします。

そういった観点から、激甚災害の指定に当たりましては、ある意味、国の財政負担も逆に大きくなりますから、財政当局との調整も大変だということも私も元役人ですのでよく分かっておるところでありますけれども、今の雨の降り方、あるいは激甚災害の指定の在り方について、できるだけ災害の発生状況なんかもよく見ていただいて、いい検証を行っていただいて、必要な見直しがあれば見直していただくようお願い申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○古賀千景君 立憲民主・無所属の古賀千景です。今日はよろしくお願いいたします。

私は、学校教育における避難訓練について伺いたいと思っております。

私も九年前まで教職員をしておりましたので、避難訓練をしていました。私は福岡県ですが、私の学校では年間に二回、大体一学期に一回火災をやって、二学期に地震をやるというような流れで避難訓練をしてきました。でも、伺ってみると、東京の方は年間十回ぐらい避難訓練が行われてい

たり、宮城県が八回だったり、すごい回数が違うということを知りました。

この避難訓練の回数とか内容というのはどのように規定されているか、教えてください。

○政府参考人（橋爪淳君） お答え申し上げます。
学校保健安全法におきましては、校長に対し、訓練の実施、その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずることが義務付けられております。

文部科学省が作成した学校の危機管理マニュアル作成の手引におきましては、避難訓練は、危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割等の確認を行うとともに、児童生徒等が安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うことを目的として実施するとしてございます。

その際の留意点といたしまして、訓練の内容は想定される危険等によって異なりますが、火災を想定した訓練のみに隔たらないようにするとか、あるいは訓練が形式的、表面的にならないように、実践的な方法になるように工夫するとか、示しているところでございます。

実施の時期や回数につきましては、児童生徒等の実態や地域の実情に基づいて、年間を通して季節やほかの安全に関する指導との関連などを考慮して適切に設定するということでお示しさせていただきます。

以上でございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。形式的にならないようにというふうに今おっしゃいましたが、私、実際何十年も経験してきて、すごく形式的だったと実は思っています。

大体誰かが、非常ベルを押す担当がいて、放送する担当が決まっていて、きちんと形骸化していて、そして、あつ、きちんとやっていて、そして子供たちにはハンカチをその日は持つてきなさいと言って、その日はハンカチを持つてくる。そして、逃げますよと言って逃げて、運動場に逃げた後は、何年何組何秒、何年何組何分何秒、一番、二番、三番と。そして、あと静かに来れたか。大体、評価の基準は静かに来れたかと逃げる時間なんですよ。

教室は変わるので経路の確認にはいいかと思いますが、でも、実際これでいいのかな、この時間って何かもつたいないないつも思っていたんですが、その点いかがでしょうか。

○大臣政務官（福田かおる君） お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、実践的であるということは大変に重要だと考えております。

令和四年閣議決定の第三次学校安全の推進に関する計画においても、施策の基本的な方向性として、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教

育訓練を推進することとしております。例えば、震災などの想定時刻や想定場所を限らない訓練や、余震、停電を想定した訓練など、学校における実践的な避難訓練の実施を推進することが重要と考えております。

委員からも御指摘がございましたが、私も小さい頃、避難訓練の時間をあらかじめ予告されたりして訓練が行われておりましたが、最近、実際に訓練時刻予告しないものであったり、本震が起こつた後に余震が続くといった訓練を行っている学校が出てきました。また児童がけがをする設定のものなど、学校現場においても様々な実践的な訓練となるような工夫がなされている事例も出てきていると承知しております。

文部科学省におきましても、各学校種に対応した実践的な防災教育の手引きを作成し、全国の先進的なこうした実践的な訓練の取組の収集、周知を図るとともに、各自治体におけるモデル的な取組への予算支援や、学校の設置者や教職員に対しての研修を実施しているところです。

引き続き、全国の学校において地域の災害リスクに応じた実践的な防災教育訓練の実施がなされるよう、委員の御指摘も踏まえながら、更なる対応を促進していきたいと思えます。

○古賀千景君 今おっしゃったとおり、私も思えます。もし停電したらどうなるかと、今おとし

やった余震、今またここで逃げている途中に来たよとかいうときどうするのかとか、友達がけがした、このときは私は静かにと子供たちに指導しておりましたが、静かにでいいのか、先生、けがしたよとか、子供たちがどう動くのかとか、そういうところも必要なんではないかと思えます。

避難訓練を見たときに、教師、教員が言われるがままに動く子供の姿があります。私は、避難訓練というのは子供が自ら考えるところという機会も与えなければいけないと思いますが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人（橋爪淳君） お答え申し上げます。御指摘のとおり、生徒自身が主体性を持つて自ら考え、避難訓練をより実のあるものにすることは大変重要と考えております。

文部科学省としては、「生きる力」をめぐむ学校での安全教育」という資料を作成しております。避難訓練を児童生徒等が安全教育で身に付けた力を発揮し行動する場として位置付け、訓練を通して、児童生徒等が自らの行動を振り返り、課題を見付け、改善を図ることや、課題解決の学習の流れとなるよう、意図的、計画的に実施するというところで示させていただいております。

このような訓練を推進すべく、文部科学省では実践的な防災教育の手引きというものを作成しております。例えば登下校時の通学路で地震があ

った場合というのを想定いたしまして、教員等が見守る中で、児童同士が助け合いながら判断している取組や、生徒が企画運営する合同防災訓練を通じて、生徒の主体的、対話的な学びにつなげる取組、そうした事例を周知、発信させていただいているところでございます。

引き続き、生徒が主体的に避難訓練を行うことで、万が一災害が発生した場合の対処方法を確認し、命を守る行動を自ら取れる力、これを身に付けられるように、こうした内容を教育委員会の学校安全担当者が集まる会議等においてしっかりと周知させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○古賀千景君 一つ質問飛ばさせていただきます。

学校には障害のあるお子さんもいらっしゃるかと、特別支援学校だったりとかするところもあるわけです。そのような中に、子供たち今、文科省の方は御存じだと思いますが、急増している状況があります。

そういう子供たちの命を守るというところの視点から、学校の施設は今のままでいいのだろうか、災害が起きたときに、そして、誰がその子たちを多分、車椅子のお子さんたちは抱えていくことになると思います。そういうときの人員、環境というのは、文科省としてどんなふうにお考えか、教えてください。

○政府参考人（橋爪淳君） お答え申し上げます。

文部科学省では、障害のある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、災害時にも安全に避難が行えるよう、スロープによる段差解消等も含めた学校施設におけるバリアフリー化の推進を学校の設置者に対して要請をしております。

また、障害のある子供が在籍する学びの場におきましては、委員御指摘のこの体制面でございますけれども、特別支援学校や特別支援学級の教職員配置に関して通常の学級より手厚い体制とするとともに、移動補助等の日常生活上の介助等を担う特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置を講じるなど、一人一人のニーズに応じた環境整備というものを進めてございます。

さらに、文部科学省の学校危機管理マニュアル作成の手引におきましては、特別支援学校等における留意点として、例えば障害に応じた避難経路の整備、避難体制の検討として、車椅子等を利用する場合の経路をあらかじめ確認しておく、あるいはエレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法を検討しておくなどをお示しさせていただいております。加えまして、実践的な防災教育の手引きを作成して、特別支援学校の様々な事例というものも示させていただいております。

障害のある児童生徒等が在籍する全ての学校において災害等発生時に適切な対応ができるように、引き続きハード面、ソフト面、両面から支援に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○古賀千景君 障害のあるお子さんは、まず避難ベルが駄目です、があつという音は駄目です、パニックになります。そして今、特別支援学級の最大人員は八人。この八人を本当に落ち着いて避難させることができるのか、そこは私はとてもできないんじゃないかと危惧を持っています。そういう、もし何かが起きるかもしれないというときの、障害のあるお子さんたちのことをもう一度点検し直していただきたいという思いが私は強く持っています。

もう一つ、原発の近隣の学校で原発事故が起きた場合の避難訓練も想定されなければいけないのではないかと私は思っています。そういう私はまだ経験がないんですが、どのように避難訓練が行われているのか、教えてください。

○政府参考人（橋爪淳君） お答え申し上げます。

原子力発電所の近隣の学校においては、原子力災害につきましても地域の災害リスクに含まれるものと認識しており、これを踏まえた避難訓練の実施も大変重要でございます。実際に原子力災害を想定した避難訓練を行っている学校もございま

す。

それで、文部科学省では、その学校の取組を支援すべく、学校防災マニュアルの作成の手引きにおきまして原子力災害の対応についても示しているところでございます。具体的には、発生時の情報収集と児童生徒等への情報伝達について、また適切な避難と避難行動として、屋内退避やコンクリート屋内退避、あるいは避難というものなどについてどのように対応したらいいのかということを示させていただいております。

また、文部科学省におきましては、原子力災害を含む地域の災害リスクに応じた実践的な防災教育訓練について、各自治体におけるモデル的な取組への支援、研修も実施しているところでございまして、こうした取組を広げることで取り組んでいきたいと思っております。

実際に、私どものこの支援によって、愛媛県の方の学校の方でも、そういった先ほど申し上げた対応をしっかり理解するという事で訓練を実施していただいているという事例があると承知しております。

○古賀千景君 ちよつとイメージが湧かないんですが、どこに逃げるんですか、子供たち。それをちよつと伺いたいんですが。

○政府参考人（橋爪淳君） 原子力災害の進展に応じて、非常に専門的でございますので、これに

つきましては、自治体の防災担当部局と連携を密にいたしましたので、そこからの指示に応じて、例えばその事故の進展に応じて、屋内にとどまる、コンクリートの建屋の中にとどまる、あるいは用意された手段を使って避難をする、そうしたような対応が取られていくというような想定でございます。

○古賀千景君 では、そういう近隣の学校はそういうところがきちんとつくられているというふうに思っていますか。

○政府参考人（橋爪淳君） 近隣の学校につきましては、学校の中で全て避難が完結するということなのか、あるいはその被害が及ぶ場合には更に距離を空けたところに避難をするという可能性もあります。そうした避難先については各地域においてそういった検討がされていると認識をしております。

○古賀千景君 各地域でされているというふうに考えていいですね。分かりました。

なぜ私がこのようにいろいろ言っているかというと、私も教職員のときに災害担当とかやりましたが、忙しくてなかなかそれが、本当に教員も形骸化してしまうんですよ、どうしても。だから、プロが、そういう災害教育コーディネーターみたいな人がきちんと県に二、三人いたりとかして、この学校は津波の影響があるかもしれない、この

学校は逃げるのは裏山の方がいいのではないかと、そういういろんなことをその学校に応じてアドバイスができるような、そういう専門家をきちんと教育委員会に置けないだろうかと思っております。その点、いかがでしょうか。

○大臣政務官（福田かおる君） 委員から御指摘いただきましたとおり、専門家による指導や助言を受けることは大変重要であると考えております。このため、文部科学省では、先ほど御案内いたしました予算事業になりますが、学校安全総合支援事業において防災などの専門家を派遣し、学校の設置者や教職員に対する研修を実施したり、また防災訓練の御相談に乗らせていただいているところでございます。

また、地域の防災に係る専門的な知見を有している自治体の防災部局との連携、協働により、地域と学校が連携した防災教育や訓練の実施に取り組むことも重要であると考えております。文部科学省としても、先ほど御案内いたしました学校安全資料においてこうした連携、協働の重要性についてお示ししており、学校安全総合支援事業においては、例えば地域の防災士などの専門家と連携した防災教育訓練の取組などを支援しているところでございます。

学校における防災教育や訓練が更に充実されるよう、専門家の方々にもお力をいただきながら、

地域と連携した取組の更なる推進に努めてまいりたいと思います。

○古賀千景君 是非、人をきちんと配置していただいたら、教職員は何もしないと言っているんじゃないんです、きちんとアドバイスを、的確なプロのアドバイスをいただいたらきちんと学校で対応していくと思いますので、そういう人を付けてほしい。これだけ南海トラフも来るだろうと言われている。これだけ災害も多いと言われている。子供の命を守るために、是非その人たちの設置というところも御検討いただきたいと思います。

もう一つは、私が聞いたお話で、すごくボランティアに行きたいなと思っている大学生がいらっしゃるということです。大学生は時間的にもちょっと余裕があられたりとか。どうしてそんなに行ってみたのと言ったら、いや、自分が被災したときに助けてもらったんだとか、これからこんな職業に就きたいときにきつと一回経験しておく自分の将来の役に立つとか、そういうすごい前向きに大学生は行きたいと思っていらいっしゃる方がたくさんいることをお聞きしています。

しかし、なぜ行けないかといったら、お金なんです。大学生、お金がそんなたくさんありません。生活費にやっただろうし。そんな中で、ボランティアに行くために何万円も、そしてその服の準備があつたりヘルメットの準備があつたり、いろ

んな準備をするのにお金が掛かって諦めている大学生がたくさんいるという話を伺っております。

ボランティアを希望する大学生への補助、支援そんなことは御検討いただけないでしょうか、お願いします。

○国務大臣（あかま二郎君） 委員御指摘のとおり、大学生等の若い世代の方が被災地にボランティアということ、大変重要だというふうに思っておりますし、それは、被災地においてその支援が重要だということもあれば、若い世代が地域防災を考えるのであれば、そうした体験というものを持つてまた社会に巣立つといった意味では本当に重要だと思っております。

一方で、ボランティア活動、これに対する財政的な支援でございますけれども、まさにその支援が、ボランティア団体のいわゆる自主性、こういったものというものを損なわないように留意する必要がありますというふうにも考えております。

災害対応の活動など、公費を充てる妥当性が説明できるものに対して支援が行われ、必要だというふうには考えております。こうした考え方にのつとつて、学生を含むボランティア活動については、受入先、それと一定の調整を経た上で行うボランティア団体の活動に対しては交通費補助、これを実施しております。

内閣府においては、引き続き、ボランティア団

体と行政との適切な連携を最大限活用しながら、そういった大学生、若い方がそうした経験を積む、またそのことが様々な形にプラスにつながるよう努力してまいりたい、そう思っております。

○古賀千景君 その思いのある大学生、若い力を持った大学生が是非、簡単に申請してそこに入れて、そしてそれにお金がきちんと出てくるようなそういうシステムをきちんとつくっていただきたいし、支援をしていただきたいと思っていますし、終わった後にはその自分の体験をみんな大学生に話しているんです。そして、こんな経験をしたよ、被災地はこうだったよ、そうやって自分も助けられながら大学生は生きていきます。ですので、是非その支援をお願いしたいと思っています。

以上です。

○富士珠美君 立憲民主・無所属の富士珠美でございます。どうぞよろしく願いいたします。

新年度になりました、復興庁は、岩手県と宮城県復興局を廃止して、本庁に岩手宮城復興推進室を新たに設置、また福島県の復興局は維持するというところですけれども、引き続き被災者の心のケアなどの支援に力を尽くしていただきたいと願っております。

そして、本日午前十時六分頃、茨城県南部を震源とする地震がありまして、議員会館も結構揺れましたけれども、栃木県真岡市では震度五弱の強